

会議録

会議の名称	令和8年第1回加東市いじめ問題対策連絡協議会		
開催日時	令和8年5月21日(木) 午前10時00分から午前10時45分まで		
開催場所	加東市役所4階402会議室		
議長の氏名 (会長 井上 聡) 出席及び欠席委員の氏名 【出席委員】 8人 落合恵子委員 石田貴之委員 衣川弘文委員 井上聡委員 武田大基委員 森本恭央委員 花田和典委員 宇仁光浩委員 【欠席委員】 0人			
説明のため出席した者の職氏名 無し			
【出席した事務局職員の氏名及びその職名】 加東市教育委員会 教育長 藤原 路寛 こども未来部 学校教育課 副課長 原 英孝 【議題、会議結果、会議の経過及び資料名】 <議題及び会議の結果> ○ 会長及び副会長の選出 会長：井上聡 副会長：森本恭央 ○ 議事 (1) 令和7年度いじめの状況について <u>異議なし</u> (2) 加東市立学校のいじめ防止に関する取組について <u>異議なし</u> (3) 関係機関との連携について <u>異議なし</u> <会議の経過> ・開会挨拶(藤原教育長) ・委嘱書交付、自己紹介 ・会長及び副会長の選出 ・議事 ・閉会			

[1 開会]

事務局 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、ただ今より「令和8年度第1回 加東市いじめ問題対策連絡協議会」を開催いたします。
本日の会議の進行を務めさせていただきます、加東市教育委員会 こども未来部 学校教育課 副課長です。どうぞ、よろしくお願いいたします。
本日の協議会は、「加東市の会議の公開に関する指針」に基づき、公開で開催させていただきます。会議の内容は、発言者の名前を伏せて会議録を作成し、会長と議事録署名人2名に署名をいただいたうえ、会議資料とともに加東市のホームページで公開させていただきます。
なお、会議録の作成のため録音させていただきますので、ご了承ください。
それでは、お手元にお配りしております次第に従いまして、進めさせていただきます。
開会にあたりまして、加東市教育長がごあいさつを申し上げます。

教育長 【あいさつ】

[2 委嘱書交付、自己紹介]

【任期满了に伴い、全委員へ委嘱書交付。代表1名に手交】

事務局 続きまして、自己紹介をお願いします。

各委員 【名簿順に自己紹介】

[3 会長及び副会長の選出]

事務局 3 会長及び副会長の選出にうつります。
加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第4条第2項「会長は、委員の互選により選任する」とあります。事務局より提案してもよろしいでしょうか。

【各委員の同意あり】

それでは、事務局より提案します。
校長会生徒指導担当の加東市立社学園中学校校長にお願いしますが、いかがでしょうか。

【各委員の同意あり】

それでは、承認させていただきます。
会長より、一言ご挨拶をいただきます。

会 長 【あいさつ】

事務局 続いて、副会長の選出にうつります。
加東市いじめ問題対策連絡協議会条例第4条第3項「副会長は、会長の指名により選任する」とありますので、会長より指名させていただきます。

会 長 それでは、私から指名させていただきます。こども未来部参事兼学校教育課長

を指名しますが、いかがでしょうか。

【各委員の同意あり】

事務局 それでは、副会長をこども未来部参事兼学校教育課長にお願いしたいと思えます。よろしくお願いします。

では議事にうつるにあたり、いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第2項で、「会長は会議の議長となる」ことになっていますので、ここで会長と進行を交代します。よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、僭越ながら、議長を務めます。皆様の協力をいただきながら会議を進めてまいりたいと思えます。今回の議事録署名人は、2名の委員にお願いします。

[4 議事]

会 長 それでは、議事にうつります。
(1) 令和7年度いじめの状況について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1に基づき、過去5年間のいじめ認知件数の推移について説明いたします。

小学校における認知件数は、令和3年度をピークに減少傾向にあり、昨年度と比較すると40件の減となっています。一方、中学校については昨年度から9件減少しました。令和6年度に一時的な増加が見られたものの、昨年度は再び減少し、令和3年度の約半数まで減少しています。

各学校では、月1回程度の生活等で困ったことを聞くアンケートや、中学校においては、学期に1回の教育相談週間などを通じて、児童生徒の様子をきめ細かく把握し、児童生徒の声に寄り添う機会を継続的に設けています。これらの取り組みに加え、各校で実施されている多様な活動がいじめの未然防止や早期発見につながっていると考えています。

今後につきましても、「いじめはどの学校でも起こりうる」という危機感を持って対応にあたります。未然防止や初期対応はチームで組織的に行き、児童生徒が悩みを相談しやすい体制を一層整えてまいります。

以上で、令和7年度いじめの状況及びいじめ認知件数の推移と分析に関する説明を終わります。

会 長 ただいまの説明について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【質問、意見なし】

ないようですので、次に進めます。

続いて、(2) 加東市立学校のいじめ防止に関する取組について、事務局から説明願います。

事務局 資料2に基づき、加東市におけるいじめ防止に関する取組について報告いたします。

まず1つ目に、加東市いじめ防止基本方針を別紙1に載せています。これをもとに毎年、各校においても見直しと検討を行います。

加東市教育委員会においても、昨年 8 月に外部有識者等で構成される「加東市いじめ問題対策委員会」より提言を受け、学校、行政、家庭、地域が一体となって実効性のある対策を再構築するため、令和 8 年 3 月に改定を行いました。

5 ページからの第 1 章では、各主体の役割を明確にし、学校には組織的対応の義務を、保護者には規範意識の育成を、地域には見守りの協力を求め、教育委員会はそれらを支える相談や支援体制の構築に責任を持ちます。また、心理・福祉・法の専門職による重層的な支援体制を明記し、従来のスクールカウンセラーによる心のケア、スクールソーシャルワーカーによる環境調整に加え、新たにスクールロイヤーとの連携を位置づけました。法的な知識を補いながら組織としての確に対応することで、諸問題の重篤化を防ぎます。これにより保護者対応において客観的かつ適正な対応を図り、学校と保護者の認識の乖離を最小限に留め、信頼関係の維持に努めています。

9 ページからは、今回の改定で具現化した「4 本の柱」についてです。1 つ目は「教科学習等による未然防止教育の推進」であり、体験活動やいじめ防止フォーラムを通じて豊かな心と感性を育みます。2 つ目は「教職員間の情報共有の徹底」で、些細な兆候も「いじめ対応チーム」へ集約する体制を徹底します。3 つ目は「外部機関との連携強化」で、警察や県教育委員会との早期連携を図ります。4 つ目は「相談しやすい環境の整備」であり、1 人 1 台端末を活用した Web アンケートでストレス反応の有無を問い、心身の反応から SOS を拾い上げる設問を工夫するとともに、児童生徒が SOS を発信する力を支援してまいります。

15 ページからの第 3 章では、重大事態への対処をまとめています。学校が被害児童生徒を守り抜く姿勢を明確にしつつ、加害児童生徒には粘り強い指導を行い、周囲の児童生徒には、「傍観することは、加害に加担するのと同義であること」に気づかせ、いじめを「自分事」としてとらえられるように自覚させます。

続いて 2 つ目に、本会議である加東市いじめ問題対策連絡協議会について、21 ページに記載の条例に基づいて組織しております。

3 つ目に、学校生活実態把握調査については、23 ページの内容に基づき、今年度からタブレットを用いた Web アンケートで行います。小学校 1 年生については保護者との回答も可能としています。

4 つ目に、いじめ問題防止活動について、25 ページに実施要項を載せています。各学校で児童会や生徒会、学園会を中心に、「いじめを許さない」という合言葉のもと、児童生徒が自ら主体となって活動しています。

5 つ目に、KATO プロジェクトについては、27 ページに記載の通り、各校の代表が集まり自校の取組を話し合ういじめ防止フォーラムを実施し、グループ協議を行っています。

6 つ目に、29 ページに記載のスクールロイヤー配置事業では、月 1 回の法律相談会に加え、1 学期には学校訪問事業も行います。

最後に 7 つ目として、31 ページに載せている「内面と行為の往還による道徳授業」です。これは児童生徒が道徳的価値について自ら考え、内面的な気づきと実際の行為を往還させながら、よりよい生き方を主体的に追及する態度を育てることを目的とした授業を全学級で年間 1 回以上実施します。専門家を招いた研修会も予定しています。

以上、加東市の取組について説明を終わります。

会 長 ただいまの説明について、何かご質問、ご意見はありますか。

【質問、意見なし】

それでは、ないようですので、次に進めます。

(3) 関係機関との連携について、各関係機関から具体的な連携方法や取組等の情報提供をお話してください。

委員 それではまず、学校の取組について説明します。

学校現場におけるいじめ防止対策として、学期に1回の生活実態調査と、月1回の「困ったことカード」の記入を実施しています。特に「困ったことカード」については、周囲に内容が露見しないよう全員に「うれしかったこと」も併せて記入させ、用紙を裏返した状態で回収するなど、子どもたちが安心して筆記できる環境づくりに努めています。回収した内容に対しては、当日または翌日には担任が個別に声をかけ、対応方針については担任が独断で判断せず、生徒指導担当を中心とした「いじめ対応チーム」で検討を行い、組織的に支援を行っています。また、担任には相談しにくい悩みにも配慮できるよう、生活実態調査のうち3回に1回は担任以外の教員が担当する工夫もしています。中学校では、教育相談週間を学期に1回行っています。

児童会・生徒会の活動の取組については、各学校で子どもたちが自発的に取り組める活動を進めています。

道徳の授業や体験活動の中で、人間関係や生活経験を豊かにし、相手の気持ちを想像できる人間関係能力を育成していくことが重要です。直近の修学旅行においても、体調不良の友人を気遣うなど、お互いを思いやる温かい関わり合いが多く見られました。以上です。

会長 それでは続いて、加東こども家庭センター、よろしくお願いします。

委員 当センターでは、虐待対応や療育手帳の発行業務が主ではありますが、虞犯や非行に関する相談にも対応しています。いじめのみを主訴として来所されるケースは稀ですが、背景に家庭の複雑な事情がある場合、それに関連して指導を行うことはあります。当センターには市内の公立小・中学校や兵庫教育大学附属学校など、幅広い学校から相談が寄せられています。

直近の事例では、学校内での暴力行為により相手方に怪我を負わせた加害側の保護者から相談がありました。このケースでは、加害側の保護者に事態の深刻さに対する実感が乏しく、責任を感じられず、そのことが相手方との対立を深刻化させた要因となっているのではないかと考えられます。

また、SNSに関連するトラブルが多々あり、警察が関与する案件については当センターでも対応が可能ですが、それ以外の案件についても何らかの啓発活動が必要であると考えています。現在、SNSを通じたトラブルへの注意喚起資料を作成しており、各家庭への周知を図る予定です。作成した資料は、学校教育の場でも活用いただけたらと考えておりますので、今後ともよろしくお願いします。以上です。

会長 続いて、神戸地方法務局社支局、よろしくお願いします。

委員 法務局では、いじめ等の悩みを持つ子どもたちを早期に把握し解決を図るため、「SOS ミニレター」の活用を推進しています。本事業は、人権擁護委員が子どもたちと手紙のやり取りをすることで、周囲には相談しにくい悩みを積極的に聞き取り、学校および関係者と連携しながら解決に向けた援助を行うものです。今年度も6月10日頃に各学校へ配布を予定していますので、配布へのご協力をお願いいたします。

また、困りごとが発生した際の相談窓口を記載したポケットカードを作成しており、本日以降、順次各学校へ配布いたします。各学校に届き次第、子どもたち

への配布をお願いいたします。

いじめ防止に向けた活動としては、主に夏季に人権擁護委員が各小中学校を訪問し、「人権教室」を実施しています。いじめ等を題材とした教材を通じて、相手を思いやる大切さを伝える活動を行っています。さらに、中学生を対象とした「人権作文コンテスト」を夏から秋にかけて実施しており、人権問題について作文を書く機会を設けることで、子どもたちが豊かな人権感覚を身につけることを目的に活動しています。法務局としての主な活動報告は以上です。

会 長 次に、加東警察署、よろしくお願いします。

委 員 現在、いじめという形で認知している事案は特にはありません。これまでには個人間のトラブルにより保護者が来校されたケースがあり、それぞれの当事者から個別に話を聞く等の対応をしています。また、必要に応じて関係書類を子ども家庭センターへ送付する等の連携も図っています。なお、現時点で複数名の集団によるいじめ等の事案については相談を受けていません。

会 長 次に、加東市福祉総務課、よろしくお願いします。

委 員 福祉総務課では、令和6年4月より「子育てさんあいセンター」において、児童福祉担当と母子保健担当が一体となり、乳児期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行っています。関係機関との連携については、「要保護児童対策地域協議会」を活用し、要保護児童や要支援児童、特定妊婦の保護と支援に向けて、情報交換および協議を実施しています。具体的には、年2回の代表者会議、年4回の実務者会議、必要に応じた個別ケース会議を開催し、関係機関とのネットワーク強化を図っています。また、年1回の学校訪問を実施し、児童生徒に関する情報共有にも努めています。

いじめ問題に直接関わる機会は少ないですが、いじめや不登校の誘因となり得る、養育力に課題のある家庭、貧困世帯、あるいは児童自身に発達や特性上の課題がある家庭への支援を行っています。そこでいじめや不登校につながらないよう、アンテナを高くして状況把握に努めており、いじめに関する相談等があった場合には、教育委員会や学校と緊密に連携を図りながら対応していきたいと考えています。以上です。

会 長 加東市教育委員会については、先ほど事務局として説明がありましたので割愛させていただきます。

続きまして、加東市教育委員会青少年センター、よろしくお願いします。

委 員 昨今、ネット上の誹謗中傷や仲間外れ、不適切な画像の加工・投稿といったネット上のいじめが大きな社会問題となっています。加東市では、これらに対応するため、平成22年に兵庫教育大学と加東市教育委員会が中心となり「加東市ネット見守り隊」を立ち上げました。現在は、市立小・中学校、兵庫教育大学附属小・中学校、社高等学校を構成員とし、青少年センターが事務局となって活動を推進しています。

主な活動として、各学校において年に1回、専門家を招いた「ネットワーク研修会」を開催しており、児童生徒、教職員、保護者を対象にネット上の現状や対策について啓発を行っています。来月には社会学園中学校での開催を予定しています。また、年2回の関係者連絡会や年1回の全体研修会を開催し、ネット上でのいじめ根絶に向けた社会づくりに取り組んでいます。

さらに、特別監視員を委嘱し、ネット上のパトロールを実施しています。不適

切な情報が発見された場合には、速やかに学校へ情報を提供し、いじめの未然防止や早期対応に努めています。以上です。

会 長 最後に、加東市立学校スクールソーシャルワーカー、よろしくお願いします。

委 員 スクールソーシャルワーカーは、主に子どもや家庭の背景にある課題に対する支援を行っています。カウンセラーが主に被害児童生徒や保護者の心のケアを担当する一方、スクールソーシャルワーカーは福祉総務課などと連携を図り、いじめ等の原因となる環境面への働きかけや具体的な支援対策を検討しています。

現場経験を踏まえると、いじめ問題において最も重要なのは、教師がいかに早く子どもの変化を察知できるかという点です。学校現場の多忙さや、子ども自身の相談への躊躇、周囲の生徒による密告を避ける心理などを考慮すると、一人の教員の目だけでなく、多くの関係者が多角的な視点で子どもを観察し、些細な変化を見逃さないことが何よりも肝要です。こうした気づきを怠ることが、重大事態や深刻な状況へと発展する要因となります。

したがって、まずは教職員による組織的な取り組みを最優先とし、お互いに情報共有を図りながら早期対応に努めることが不可欠です。今後、各学校で開催される支援会議等においては、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーも積極的に参加させていただき、専門的な知見から共に対処策を考えていきたいと考えています。これまでも会議に参加し非常に有意義な経験ができており、今後もそれぞれの立場から、異なる角度で支援を継続していきたいと考えています。以上です。

会 長 ただいまの関係機関の説明について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

こども未来部参事兼学校教育課長、何かありませんか。

委 員 現代社会が複雑化する中、警察やこども家庭センター等の関係機関と連携すべき事案が多々あります。学校現場には自力で解決を図りたいという思いも当然ありますが、多様な関係機関との連携が不可欠であると再認識しています。そうした意味でも、本会議のような情報共有の場は非常に貴重です。

特に加東市の福祉部門やスクールソーシャルワーカーとの連携は重要であり、いじめの背景にある家庭環境の課題にまで踏み込んだ「家庭丸ごとの支援」を目指す上で、このネットワークは大きな役割を果たしています。今後も SOS ミニレターをはじめとする有益な情報共有を継続し、関係機関との絆をより一層深めていきたいと考えています。今後とも、いじめのない環境づくりに向けて、引き続き連携をよろしくお願いいたします。以上です。

会 長 他にありませんか。

【質問、意見なし】

会 長 いじめへと悪化する事案、少し軽いトラブルで終わる事案が見られます。いじめやトラブルは、小中学校の9年間で見ると、学年が上がるにつれて解決するのに時間を要します。中学生になると、謝っても解決せず、悪化するケースも見られます。そのため、できるだけ早い段階から、相手を思いやる気持ちや、いじめを許さない意識を育むことが大切です。また、トラブルになったときに、全て先生が介入せずに、比較的軽い事案であれば、子どもの力で解決を促し、見守る方法も成長には必要であると感じます。

学校では早期発見・早期対応に努めています。若い先生方が多くなっていますが、子どもに近いのでベテランの先生に相談できないことも、若い先生には相談しやすいこともあります。一つのチームとして、協働的に取り組んでいきたいと思います。

先ほど、関係機関より、お話いただいたように、各機関で相談場面を作っただけだと助かります。また相談等ありましたら、学校と連携して、子どもたちの支援をしていきたいと思います。ご協力のほど、よろしくお願いします。

それでは、これもちまして議事を終了します。進行を司会にお返しします。

事務局 **【事務連絡】**

2回目の協議会は、令和9年2月18日（木）を予定しております。本日と同じ場所で開催させていただきたいと考えております。

以上で、令和8年度第1回加東市いじめ問題対策連絡協議会を閉会します。

令和8年7月 日

議長

署名人

署名人